

平成 24 年版 詳細登記六法訂正表

『平成 24 年版 詳細登記六法』において、以下のような誤りが判明しました。お客様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正いただきますようお願い申し上げます。

(平成 24 年 6 月 29 日現在)

頁数	法令名	条数	誤	正
P683	農地法施行令	附則	附則〔平成二三・八・三〇政令二八一〕	附則〔平成二三・八・三〇政令二八一〕 <u>この政令は、公布の日から施行する。</u>
P1370	組合等登記令	9 条	(<u>合併</u> の登記) 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他二週間以内に、…	(<u>移行等</u> の登記) 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日 <u>から</u> 二週間以内に、…
P1537	民事執行法	145 条判例 1 行目	債権の譲渡人	債権の譲受人
		145 条判例 7 行目	進むことが <u>可</u> できる。	進むことを <u>阻</u> 止できる。
P1598	民事保全法施行令	1 条・2 条・附則	<u>民事執行法施行令</u> (略)	<u>民事保全法施行令</u> 〔平成二・九・二七政令二八四〕 <u>(仮差押えの執行が禁止される金銭の額)</u> 第一条 <u>民事執行法施行令</u> (昭和五十五年政令第二百三十号) 第一条 の規定は、 <u>民事保全法第四十九条第四項において準用する民事執行法第三百十一条第三号の政令で定める額について準用する。</u> <u>(仮差押えの執行が禁止さ</u>

				<p>れる継続的給付に係る債権 等の額)</p> <p>第二条 民事執行法施行令</p> <p>第二条の規定は、民事保全 法第五十条第五項において 準用する民事執行法第五 十二条第一項の政令で定め る額について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この政令は、民事保全法の施 行の日（平成三年一月一日） から施行する。</p>
P2132	司法書士法	44条	③（略）	<p>③（略）</p> <p>④ 司法書士法人の清算人 は、司法書士でなければな らない。</p>
P2147	司法書士法施行規則	31条4号	四 競争の……第三十三条 の二第二項	四 競争の……第三十三条 の二第一項
P2212	登録免許税法	別表第1税率 の欄上段7～8 行目	千分の二 千	千分の二
		別表第1税率 の欄上段12行 目	分の四	千分の四
		別表第1登記、 登録、特許、免 許、許可、認可、 認定、指定又は 技能証明の事 項の欄後から 5行目	相続又は法人の合併に よる移転の登記	イ 相続又は法人の合併に よる移転の登記
P2240	租税特別措置法	78条2項	② ……登録免許税法第九 条の規定にかかわらず、千分 の一とする。	② ……登録免許税法第九 条の規定にかかわらず、千分 の一・五とする。

P2241		80 条 1 項	三 (略) イ (略) ロ (略)	三 (略)
P2274	国税通則法	115 条	③ (略)	② (略)
P2276	地方税法	73 条の 3 第 1 項	財産区、 <u>地方開発事業団</u> 、合併特例区	財産区、合併特例区
P2278		348 条 1 項	市長村は、……財産区、 <u>地方開発事業団</u> 及び	市長村は、……財産区及び